

試薬に関連する法規制の動き（平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日）

ページ

1. 化審法関連の改正	1
2. 安衛法関連の改正	2
3. 消防法関連の改正	2
4. 毒劇法関連の改正	2
5. 医薬品医療機器等法関連の改正	3

【改正内容】

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

1-1. 「優先評価化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第5号（平成29年4月3日付官報）により、次の16物質が「優先評価化学物質」に指定された。

通し番号	名 称	官報整理番号
212	2, 2, 4, 6, 6-ペンタメチルヘプタン	(2)-10
213	ナトリウム=1, 4-ビス[(2-エチルヘキシル)オキシ]-1, 4-ジオキソブタン-2-スルホナート	(2)-1620, -1623
214	ナトリウム=アルキル(C=8~18)=スルファート	(2)-1679
215	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	(2)-1820
216	ジメチル[ビス(オクタデセン-1-イル)]アンモニウムの塩	(2)-184
217	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル)ジホスホン酸又はそのカリウム塩若しくはナトリウム塩	(2)-2936, -4162
218	モノ(又はポリ)クロロアルカン(C=14~17、直鎖型)	(2)-68
219	りん酸トリトリル	(3)-2522, -2613, -3363
220	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン	(4)-38, -244
221	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2 <i>H</i>)-オン	(5)-6165
222	(アンヒドロ(又はジアンヒドロ)グルシトールとドデカン酸のモノエステル)と α -ヒドロ- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)のモノ(又はポリ)エーテル	(7)-110, (8)-55
223	α -(アルキル(C=10~16))- ω -(スルホオキシ)ポリ[(オキシエチレン)(又はオキシエチレン/オキシ(メチルエチレン))]のオニウム塩又はナトリウム塩(繰り返し単位の繰り返し数の平均が1~4のものに限る。)	(7)-155
224	アジピン酸・ <i>N</i> -(2-アミノエチル)(又は <i>N,N'</i> -ビス(2-アミノエチル))エタン-1, 2-ジアミン・2-(クロロメチル)オキシラン重縮合物	(7)-1951, -1961
225	α -(イソシアナトベンジル)- ω -(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]	(7)-872
226	{デンブンのポリ[2-ヒドロキシ-3-(トリメチルアンモニオ)プロピル]エーテル}の塩	(8)-118

227	ナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))(アルキル(C=12、分枝型)フェノキシ)ベンゼンスルホナート(又はナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型)フェノキシ)ベンゼンスルホナート又はナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))(フェノキシ)ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))[(アルキル(C=12、分枝型))(スルホナト)フェノキシ]ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))(スルホナトフェノキシ)ベンゼンスルホナート)	(9)-1958
-----	---	----------

(参照：経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin_yusen_1704031.pdf)

1-2. 「優先評価化学物質」の指定取り消し

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第6号(平成29年4月3日付官報)により、次の2物質が「優先評価化学物質」の指定を取り消された。

※厚生労働省・経済産業省・環境省告示第5号(平成29年4月3日付官報)により指定された16物質に含まれるため。

通し番号	名称	官報整理番号
123	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸	(2)-2936
210	ナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型)フェノキシ)ベンゼンスルホナート(又はナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))(フェノキシ)ベンゼンスルホナート)	(9)-1958

(参照：経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin_yusen_1704032.pdf)

2. 労働安全衛生法(安衛法)関連の改正

2-1. 「新規化学物質」の名称の公表

(1) 厚生労働省告示第231号(平成29年6月27日付官報)により、労働安全衛生法第57条の4第1項の規定に基づき届出があった「新規化学物質」の名称が245件公表された。

(通し番号25851~26095)

(参照：厚労省「職場のあんぜんサイト」http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201706kag_new.htm)

3. 消防法関連の改正

3-1. 「消防活動阻害物質」の除外

総務省令第43号(平成29年6月27日付官報)により、「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令」の一部が次のように改正された。(施行日：平成29年6月27日)

(1) 省令第二条の表

改正前	改正後
(69) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤	(69) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤 (メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものを除く。)

(参照：総務省消防庁 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/06/290627_houdou_1.pdf)

4. 毒物及び劇物取締法(毒劇法)関連の改正

4-1. 毒物/劇物の指定または除外

政令第160号(平成29年6月14日付官報)により、次の物質が劇物に指定、または毒物/劇物から除外された。

(1) 劇物に指定（施行日：平成 29 年 7 月 1 日）

① 2-ターシャリ-ブチルフェノール及びこれを含有する製剤

(2) 毒物から除外または劇物に変更（施行日：平成 29 年 6 月 14 日）

① 既に毒物として指定されているセレン化合物及びこれを含有する製剤のうち、亜セレン酸 0.0082%以下を含有する製剤については、毒物から除外し、新たに劇物に指定された。

ただし、容量 1 リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸 0.000082%以下を含有するものを劇物から除く。

(3) 劇物から除外（施行日：平成 29 年 6 月 14 日）

既に劇物として指定されている下表の物について、一部を劇物から除外する。

既に劇物として指定されている物	左記のうち劇物から除外する物
無機亜鉛塩類	焼結した硫化亜鉛（Ⅱ）
アンチモン化合物及びこれを含有する製剤	トリス(ジペンチルジチオカルバマト- κ^2 S, S')アンチモン 5%以下を含有する製剤
有機シアン化合物及びこれを含有する製剤	3-(6,6-ジメチルビシクロ[3.1.1]ヘプタ-2-エン-2-イル)-2,2-ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤
	3-メチル-5-フェニルペンタ-2-エンニトリル及びこれを含有する製剤
無水マレイン酸及びこれを含有する製剤	無水マレイン酸 1.2%以下を含有する製剤

(参照：国立医薬品食品衛生研究所 <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H290614/20170614tuuti.pdf>)

5. 医薬品医療機器等法関連の改正

5-1. 指定薬物に指定

(1) 厚生労働省令第 65 号（平成 29 年 6 月 21 日付官報）により、次の 4 物質が「指定薬物」に指定された。（施行日：平成 29 年 7 月 1 日）

	対象物質
1	1-(4-クロロフェニル)- <i>N</i> -メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
2	1-(4-シアノブチル)- <i>N</i> -(2-フェニルプロパン-2-イル)-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
3	<i>N</i> -(1-フェネチルピペリジン-4-イル)- <i>N</i> -フェニルアクリルアミド及びその塩類
4	2-(メチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサノン及びその塩類

(参照：厚生労働省法令等データベースサービス

http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=7662)

(参照：厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000168398.html>)